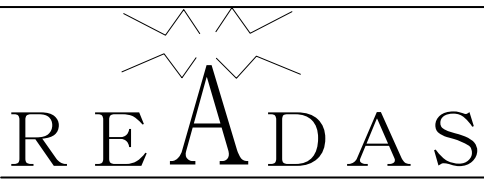


第 5147 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 1月20日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

☞ 太陽光発電設備の即時償却

Q：私は、青色申告書を提出する事業所得者です。このたび、太陽光発電設備（設備）を甲社から取得し、発電した電力の全てを電気事業者に全量売電する予定です。甲社は、認定事業者です。この場合、私は、この設備について太陽光発電の即時償却の規定を適用することができますでしょうか？

A：適用することができます。

【解説】

太陽光発電設備は、即時償却の適用の対象になる設備ではありますが、適用を受けるには、認定を受けなければなりません。ただし、この認定の手続きは、即時償却の適用を受けようとする個人が行わなければならないというわけではなく、お尋ねのように、別の者（甲社）が認定の手続きを行った場合でも、即時償却の規定を適用することが可能です。

なお、即時償却を適用する場合には、確定申告書に一定の申請書及び認定書類を添付しなければなりません。この場合には、認定を受けた者と即時償却を受ける者の名義が異なることとなりますことから、名義を変更しなければと思われるかもしれませんが、この場合の変更は、経済産業省令で定める軽微な変更該当しますので、変更に係る認定を受ける必要はなく、当初認定を受けた甲社による申請書の写し及び甲社が事業者として記載された認定書類の写し、事業者の変更が行われた事実が確認できるものを確定申告書に添付することとなります。

